



第8章 第8章 活用

基本方針：諸要素を活かした、姫路城ならではの体験ができる歴史文化的空間の醸成

姫路城を保存継承していくためには、姫路城の本質的価値を、姫路市民だけでなく、すべての人々と共有していくことが必要となる。姫路城の「活用」とは、本質的価値を正しく伝え、往時の姿やその歴史性を包含する姫路城の価値、魅力を高めることで、現代の知識と歴史上の知恵が交錯する、姫路城ならではの体験ができる歴史文化的空間を醸成することである。

そのため、姫路城の本質的価値を構成する諸要素などの適切な公開や、姫路城に関する教育・学習支援機能の充実と共に、姫路城に対する愛着心の醸成やその価値を高めるための様々な取り組みを持続可能な形で実施し、姫路城のある歴史文化的空間の魅力向上を図る。また、世界遺産として、地域の核として、我が国を代表する資産として、世界に向けて広く情報を発信するとともに、姫路城において何が必要とされ、何が求められているのかをモニタリングの実施などを通じて、丁寧な拾い出しを行い、活用を進める。

第1節 活用の方向性

1. 姫路城の構成要素を適切に公開し、往時の姿を伝える

姫路城の構成要素は多岐にわたるが、往時の姿を多くの人と共有するため、特に国宝・重要文化財建造物（国指定建造物）や石垣など、近世に形成された諸要素などを適切に公開し、本来の姫路城の姿を体験できる歴史文化的空間を醸成する。

2. 姫路城の本質的価値や歴史の変遷をわかりやすく、広く伝える

姫路城の持つ魅力や歴史などをわかりやすく、広く伝えることを第一に、その本質的価値や歴史の変遷を知り、学び、体験することができる機会を提供することにより、多くの人々が共感し、主体的に考え、創造する循環を生み出すことのできる歴史文化的空間を醸成する。

3. 姫路城の価値や魅力を継承・醸成する取り組みを実施する

姫路城を眺め、同じ空間を共有し、姫路城について知り、学び、考えることは、姫路城を将来に引き継ぐためには欠かせない。姫路城の継承を持続可能なものとするため、その価値の理解はもとより、魅力を共有し、市民意識の醸成と共に、児童、生徒らが地域にある文化財も含めて愛着を持てるよう、多くの人々が参加できる取り組みを通じて、次世代を担う子ども達に継承すべき歴史文化的空間を醸成していく。

第2節 活用の方法

現在、内曲輪、中曲輪の大半を「姫路公園」として一般に公開している。姫路城においては、大正元年（1912）の一般公開以降、国指定建造物のある本丸等区域への見学者の集中が続いている。見学者の集中については京都をはじめ各地で問題が顕在化しており、文化財を保護する上でも、公開にあたって適切なコントロールが必要である。併せて、本丸等区域に活用が特化する構造を発展的に解消するため、特別史跡として本質的価値を構成する内曲輪、中曲輪の活用の方法を示すと共に、姫路城として等質の価値を持つ外曲輪とバッファゾーン等に見学者が訪れるよう、姫路城周辺地域全体での取り組みを検討する。

内曲輪は、往時の歴史文化的空間を保持した状態で公開、活用を図る。内曲輪の本丸等区域は、これまでどおり有料区域として国指定建造物の活用を行い、定期的な夜間公開の取り組みを継続して行う。

中曲輪は、市街地の延長のイメージが強く、特別史跡との認識が薄いことから、姫路城の本質的価値を構成する諸要素の顕在化と公開を図り、現代社会と内曲輪の歴史性とを繋ぐ空間として活用を図る。

中曲輪南東部、外曲輪、バッファゾーン等の区域は、特別史跡と一体的に活用し、周辺環境の向上や滞在の長期化を図る。現在、特別史跡西側の龍野地区を中心とする地域と、北側の野里地区を中心とする地域において、町屋等の歴史的建造物等を活用した活動が行われている。これらの地区には、船場本徳寺や野里慶雲寺など地域住民が良く知るものもあるが、町屋をはじめ多くの歴史的な資産については十分に知られているとはいえない。これらの資産をわかりやすく伝え、住民の日々の暮らしの彩となるよう、地域住民を中心とした活動が面的に展開するよう環境整備を図り、姫路城全体として、往時の姿や歴史を体験できるような活用を推進する。

第1項 姫路城の構成要素を適切に公開し、往時の姿を伝える

1. 国指定建造物の公開

姫路城の特徴である連立式天守をはじめとする国指定建造物の本質的価値を、見学者に分かりやすく、また、効果的に伝えることにより、文化財としての価値の理解を促進させる。国指定建造物を「知る」、「学ぶ」、「発見する」場として、展示手法等の工夫を重ね、教育・学習支援機能の充実を図る。また、国指定建造物等の保存修理に関して、保存修理の展示等の整備や工事現場の公開を行うなど、文化財の保護と保存継承の意義について啓発する。本章第3節で詳述する。

2. 石垣、土塁、堀等の公開

石垣、土塁、堀等については、国指定建造物と同様に、姫路城の本質的価値を構成する重要な要素として、その存在を意識できるよう、説明板や案内板といった文化財説明サイン等の設置や見学ルートの整備など、積極的に情報を提供する取り組みを実施する。

現在、木造和船建造技術の保存の一環で建造した和船を用い、船頭の艀漕ぎにより日を限って内堀を運航しているが、堀と石垣を見学する手段の一つとなっている。このような、通常は近づくことができない視点での見学は、内堀や石垣の規模や魅力を体感できる方策として有効であるため、常時は立ち入りを禁止している土塁や城門石垣についても、史跡見学会や児童・生徒らの学習機会に立ち入って見学できる機会を設けるなど、姫路城の本質的価値を広く伝える方策を検討する。

3. 地下遺構の公開と失われた土木構造物等の復元

かつての姫路城域の大部分にわたって包蔵されている地下遺構の公開については、情報発信の充実を



図ると共に、これまで発掘調査等により判明した部分の遺構表示等を検討する。特に、家老屋敷跡公園のような、一定規模の空間を占める面的な整備による往時の姿の顕在化の可能性を探るとともに、条件が整った場所については、地下遺構についてよりわかりやすい整備手法を検討する。

地下遺構の公開にあたって最大の機会となるのは発掘調査である。現在、特別史跡における計画的な発掘調査は行っていないが、計画的な発掘調査を立案し、調査の常時公開等の可能性を探るなど、地下遺構を知る機会の創出を図る。失われた土木構造物等の復元にあたっては、地下遺構の調査とともに史資料の調査研究を通じて行う必要がある。

4. 近代遺跡及び近代化遺産の公開

近代遺跡及び近代化遺産について調査し、残存状況の把握に努めるとともに、文化財説明サイン等を設置し、ガイドマップに掲載するなど、その意義と歴史について周知を図る。

第2項 姫路城の本質的価値や歴史の変遷をわかりやすく、広く伝える

1. 調査研究の実施と成果の活用

城郭研究室や埋蔵文化財センター等においては、これまでも様々な調査研究を実施しており、今後も継続して進めていく。調査研究の推進にあたっては、姫路城の保存・活用・整備に資する、目的をもった調査研究を組織的に進めていく必要があることから、テーマ設定を検討していく。また、本市の歴史を集成し後世に引き継ぐため、貴重な歴史資料として本市が有する古文書類等を良好な状態で保存するよう努め、歴史的文書の継承と活用についても進めていく。

姫路城に関する史資料や調査研究は広範に及ぶため、これらを総合的に活用し、姫路城に係る文化財への理解を促進し、保存継承に関する啓発に努めるとともに、世界遺産としての姫路城の啓発の推進についても検討する。史資料の公開、年報の発行、市民セミナーの充実のほか、パンフレットやウェブサイトにも多言語表記を行うなど、多彩な情報発信に努める。同時に、こうした調査研究成果は、専門的で敷居が高い場合もあり、見学者や市民、児童・生徒らに対してわかりやすい形で還元していく必要がある。そのため、観光関係者、自治会、教育関係者などと協力し、広く伝わるように成果を活用・発信していく。

(1) 展示施設等

世界遺産である姫路城の本質的価値を知ることのできる施設は、本丸等区域の国指定建造物内、日本城郭研究センター、埋蔵文化財センター、県立歴史博物館、姫路文学館、市立美術館などがあるが、特別史跡内外の各所に分散している。各施設では個別に専門的な知識を入手できるが、姫路城の基礎的な知識を容易に得ることのできる場所がない。「世界遺産姫路城」には、国内のみならず、海外からも多くの観光客が訪れているため、市民、国民、海外の見学者を問わず、世界遺産としての姫路城を簡便に「知り」、「学び」、その魅力を「発見する」ことができる世界遺産センター機能の整備について検討する。

また、姫路城は国指定建造物や石垣などの修理を通じて、伝統技術の継承の場としての役割も果たしており、姫路城で例年行われる修理は、文化財保護について深く知る機会でもある。姫路城を守る伝統技術を「体験」、「体感」できる場合は、文化財修理の意義や重要性の理解、次世代を担う継承者の確保のきっかけとして有効であることから、これら伝統技術に着目した展示施設等の整備についても検討する。

特別史跡において展示施設等の整備を行う場合は、その整備が姫路城の価値・魅力向上に欠くことのできない活用につながるものでかつ、景観を含め本質的価値を構成する諸要素への影響がなく、周遊性の向上に資するなど本計画の内容と整合するものでなければならない。

(2) 文化財説明サイン等

説明板や案内板といった文化財説明サイン等については、老朽化や内容に不備があるものは適宜更新するほか、歴史的価値の高いものや、これまで見過ごされてきた見どころにも着目できるよう、ユニバーサルデザインに配慮し、内容、解説の充実を図るとともに、新たな見学ルート設定に基づいて設置するなど、見学者を満足させる環境整備を推進する。なお、文化財説明サイン等を更新、新設する場合は、大きさや色彩、形状、材質の統一を図り、史跡景観の保全に努める。また、デジタル技術も進歩していることから、新たな手法の導入についても積極的に検討する。

(3) 見学ルート等

姫路城に関する知識や情報にアクセスしやすい環境を見学者に提供するなど、既存見学ルートの磨き上げを進めるとともに、本計画区域全体において文化財の調査研究、観光ガイド機能の充実や視点場（ビューポイント）の設定や活用、歴史的街道の整備、地場産業の振興などを通じて歴史文化的空間づくりを進め、既存の動線以外の動線の醸成により、見学者自らが興味をもって周遊できる方策の検討を進める。

本丸等区域においては、夏場及び冬場の見学時の対策を早期に検討するとともに、見学中止エリアの公開方法の検討を行い、捌手口の活用を図っていく。

(4) バリアフリー

これまで本市では特別史跡、国指定建造物の本質的価値を維持しつつ、見学に際してバリアフリー化やユニバーサルデザイン等の使用を進めてきたが、過去に整備された特別史跡内の道路や公園、公共施設等においては、必ずしもこうした配慮がなされてきたとはいえないため、改修時や更新時あるいは再整備時には、本質的価値を維持しつつ、バリアの解消やユニバーサルデザインの採用を進めていく。

内曲輪地区、特に本丸等区域においては、バリア情報・バリアフリー情報などソフト面やハード面での実態が十分に知られていないことから、情報発信等に取り組んでいく。また、建造物の見学については、人体装着用機械等の新技術等も視野に入れ、本質的価値の保存との両立を図りつつ、社会的包摂を目指していく。その他、建造物内に立ち入ることが出来ない場合でもその価値を体験できるよう、デジタル技術等を活用した見学など、誰もが参加可能な多様な見学手法についての検討を進めていく。

(5) 公園施設

特別史跡では、地下遺構を活かした公園整備を行っている場所と都市公園として整備した場所がある。いずれの公園も多くの人が集う場所であることから、適宜補修等を行い適切に利用できる環境を整えていく。同時に、地下遺構を活かした再編や再整備も検討し、特別史跡の活用に資する便益施設等の整備についても検討していく。

外曲輪及びバッファゾーン等には、公園が各所に存在する。これらの公園は個々に設置されたもので、それぞれ有機的に関連するものではないが、これら公園を結び、かつての城下町や外町を周遊できるような見学コースの設定も可能である。また、これら公園は、姫路城下の一画を占めるものもあることから、整備や再整備に際しては、歴史的背景の情報発信や周遊性を向上させる環境整備を検討する。

(6) 道路・河川等

姫路城のある歴史文化的空間を形成するためには、本計画区域に一定の面積を占める道路や河川の歴史的な意義の明示や環境整備の在り方が重要である。道路や河川は姿形を変えているものの、外曲輪や



バッファゾーン等においては往時の位置を踏襲したものが多く、それ自体が歴史の変遷を内在した存在である。同時に現在の生活にも欠かすことのできない要素であることから、単なるインフラとしての環境整備に留まらず、例えば、江戸時代の主要な街道や城門跡などから、国指定建造物等を眺め、当時の景観を体感できる新たな視点場の設定、文化財説明サイン等の設置などにより、現在の暮らしを通して歴史を感じることができる方策を検討していく。

(7) 交通アクセス環境

JR、山陽電鉄、神姫バスなどのほか、シェアサイクル「姫ちゃり」などが整備されている。その他、交通弱者に対する交通支援の取り組みなどは、民間事業者が試験的に取り組んでいる例もあり、官民一体となって姫路城へのアクセス向上に努めていく。外曲輪及びバッファゾーン等にある歴史文化遺産へのアクセスや市街地の移動をスムーズにするため、「姫ちゃり」のサイクルポート設置地点等の増設を図り、交通利便性を高める。

駐車場については、見学者の動線や見学ルートを把握し、既存の駐車施設の配置及び収容能力について検証するとともに、老朽化している施設の設備更新を行いつつ、周遊性の向上を図るため必要に応じて駐車施設の配置及び規模を検証する。

2. 情報発信

(1) 姫路城に関する情報発信

姫路城の本質的価値を高めるための史資料の調査研究、発掘調査成果、建造物調査等の情報発信を継続して実施するとともに、世界遺産としての情報発信も行っていく。また、行政の情報だけでなく、民間や市民の取り組みも含め、本計画区域全体での情報発信に取り組むことを検討し、本丸等区域以外の魅力についても見学者へ周知を図っていく。

市民・国民・海外の人々のニーズを把握し、姫路城を理解する上で求められる多様な情報の発信、提供を進めていくとともに、姫路城を通じて、世界遺産の保存と継承に関する普及啓発を先導的に行いつつ、日本の城郭の魅力を積極的に活用するとともに、国内はもとより広く世界に情報を発信する。

(2) 姫路城観覧に関する情報発信

見学者の利便性向上のため、混雑状況を把握できるよう入城口前に設置したライブカメラの映像を、本市公式ウェブサイトにおいて公開しており、引き続き見学情報を把握できる取り組みを進めていく。本市公式ウェブサイトは、閲覧時に日・英・仏・中・韓国語が選択であり、海外の人々のニーズも把握した上で、情報内容等の精査や更新を図っていく。現地での見学にあたっては、現在もVRやARといったデジタル技術を導入しているが、これらについても継続的にモニタリングを実施し、必要に応じて提供する情報の更新や提供手段の検討を行っていく。また、情報にアクセスするために必要なWi-Fi環境等の整備や内容の精査を行い見学時に必要な情報等が取得できるように努めていく。

(3) 企画・イベント等に関する情報発信

各種学習やイベント・活動への参加方法などについては、参加者にとってわかりやすく、参加しやすい情報発信や情報提供の手段の磨き上げを行う。また、登録DMOを通じ、ロケ誘致や教育旅行支援等の観光・学習資源としての魅力を積極的に発信し、集客を図っていく。姫路城以外の場所における誘致等も促進し、姫路城を拠点とした新たな観光ルートの開拓に努めるなど、滞在時間の延長と継続的な訪問につながる施策を展開する。

第3項 姫路城の価値や魅力を継承・醸成する取り組みを実施する

1. 教育・学習支援機能の充実

世界遺産姫路城を保存継承していくため、姫路市民だけでなく、すべての人々が姫路城に対する愛着心と誇りを持ち続け、文化財や日本文化に対する正しい知識を持ち理解を深めることができるよう、姫路城をはじめとする文化財に関する教育・学習支援機能を充実させるとともに、日本文化を理解・体験できるような歴史体験や展示等を通じ、文化財の価値を高める取り組みを促進する。

(1) 次世代を担う子ども達への教育・学習支援機能の充実

将来、姫路城を受け継ぎ、さらに未来に引き継ぐ子ども達には、姫路城と接する機会を拡大することにより、文化財に対する興味を喚起し、愛城意識を醸成する必要がある。このため、学校での課外授業や子ども会などの地域活動、姫路城での企画やイベントを通じて子ども達の姫路城への理解や親しみを深化させるとともに、城のあるまちとして、城についての解説・展示を行うなど、身近に城を感じることができる環境を整備する。また、姫路城に関する歴史や伝統技術を体感できる体験型の学習機会を提供するなど、教育・学習機能の充実について検討する。

(2) 市民への教育・学習支援機能の充実

姫路城は本市のシンボルであり、現在、過去を問わず、多くの市民の心のよりどころとして愛され、市民生活の一部として溶け込み守られてきた。このことは、姫路城の保存と活用の主役が市民であることを示しており、市民の手により姫路城を継承し、その価値を共有することが最も重要である。また、姫路城を次世代に引き継ぐため、市民が文化財に対する正しい知識を持ち、理解を深め、実際に保存継承の取組みに参加するなど、保存継承活動を実践することが重要である。

このため、姫路城に関する解説書や年報の発行、セミナーの開催、教育・学習施設の充実などにより、市民の自発的な学習意欲の充足と文化財保護意識の醸成を図りつつ、その成果をボランティア等として活用できる機会の整備を通じて、市民と行政が一体となり姫路城を未来に引き継ぐ体制を構築する。

(3) 見学者への啓発・学習支援機能の充実

姫路城を訪れる人々に対しても文化財保護の重要性について啓発し、市民らとともに姫路城を保存継承するという意識の醸成が必要である。このため、文化財説明サイン等、情報を提供する媒体の多言語表記を行うほか、姫路城や文化財に関する解説や展示の充実を進めるなど、姫路城や周辺地域を訪れたすべての見学者の満足度を向上させる環境を整備する。さらに、見学者の周遊を支援するガイドやボランティアの充実を図ることにより、本計画区域全体で密度の高い見学を可能にしていく。

城内の見学が困難な方への対応として、ARやVRなどの映像を活用した疑似的な見学体験機会の提供など、様々な手法について検討する。このほか、見学者の利便性向上のため、姫路城管理事務所の機能等を充実させるとともに、特別史跡であることに配慮しつつ、休憩所やトイレなどの便益施設の整備に努める。

(4) 外国人観光客への啓発・学習支援機能の充実

外国人観光客に対しては、文化財そのものの価値だけではなく、日本独自の文化や時代背景についての説明など、日本という異文化を理解できる展示や解説機能の充実が求められている。

また、外国人観光客に対する解説機能については、J N T O（日本政府観光局）など専門機関によるウェブサイトやパンフレットが整備されつつあるが、異なる文化や思想を持つ外国人観光客に対して我が国



の文化財の価値を正確に伝えるためには、外国語を用いた解説等が必須である。このため、外国語表記によるパンフレット作成や文化財説明サイン等の設置も含め、外国語対応可能な観光案内所の充実、外国語による観光案内ボランティアの養成により、外国人観光客が日本文化や歴史をより深く理解できるよう、多言語化等きめ細かな案内機能の向上を図り、世界遺産にふさわしい公開環境の整備を進める。

2. 文化財保護と観光振興の持続可能な連携・調和

近年、世界的に文化財を観光に活用する傾向が増加しているが、これは文化財の適切な保存・継承が前提とならなければならない。姫路城の保存継承に際しては、保存と活用の両立を図るため、観光振興との適切な連携が重要であり、文化財の保存継承や文化振興による文化的効用と観光資源として活用することにより生じる経済的効用との調和を図ることが求められている。

本市では、姫路城という文化財の活用を観光政策の重要な柱と位置づけるとともに、文化財保護と観光振興について継続的で良好な関係を構築するため、多くの見学者の来訪によるオーバーツーリズムの防止や緩和のための様々な方策を検討し、実施していく必要がある。具体的には、混雑状況のモニタリングや混雑状況の情報発信を行い、見学者の集中を避ける取り組みを行うとともに、様々な活用や整備、市民等との協働を通じて本計画区域全体に見学者が広がることを目指し、本丸等区域にだけ集中する構造を中長期的に解消していくことを目指していく。

見学者が文化財の価値を認識し、保存継承の意義を理解することが、文化財に対する人為的な影響を軽減させることにつながることに留意し、見学者の学習意欲を充足させつつ、文化財の保存継承に関する啓発を行うための施設の充実と文化観光施策の展開に努める。

3. 企画・イベント

文化財保護法第1条には、「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」とある。

平成31年（2019）の文化財保護法の改正は、この文化財保護法第1条に基づくもので、特別史跡及び国指定建造物を、活用の名のもとに、無秩序に使用してよいとしたものでは全くない。文化財保護法の趣旨に基づく活用と、利用との違いを姫路城に即して整理すれば以下ようになる。

表：姫路城の活用と利用

姫路城の活用	姫路城の本質的価値や歴史の変遷を正しく伝え、その価値の理解や、魅力向上に資する使用をすること。
姫路城の利用	姫路城の空間を、その使用の目的を達成するために使用すること。

文化財保護法の趣旨は、文化財を保存・継承していく概念を示したもので、「保護」とは、保存と活用を両輪とし、活用することが保存につながるという好循環の構築を意図したものである。そのため、特別史跡において、国指定建造物を後景としてイベント等で使用することは、姫路でしか体験、体感できない空間を使用するということであり、姫路城が持つ歴史的価値に対して誤解を与え、品位を貶めるなどの悪影響を及ぼさないことを前提とし実施していく必要がある。特に内曲輪においては、国指定建造物を単なる後景として利用するだけではなく、世界に冠たる日本の城郭建築の代表として、姫路城の魅力が際立つ、往時の姿や生業を体感できるような活用を重視する必要がある。

姫路城においては、大綱に基づき目指すべき空間像を設定しており、特別史跡の持つ価値や魅力を高めるため、活用にあたっては、目指すべき空間像に従った方針を整理する。

表：特別史跡における活用方針

地区・区域	目指すべき空間像	活用方針
本丸等区域	姫路城を象徴する空間	価値・魅力を高める厳密な活用
内曲輪	往時の姿を保ち続ける空間	歴史的背景・文脈に基づく活用
中曲輪	歴史を尊重し、時代とともに生きる空間	歴史的背景に基づく利活用 姫路城に親しむための利活用

その他、本市においては姫路城二の丸、三の丸、好古園、市立美術館、姫路文学館をユニークベニューとして、企業、学術団体のレセプションパーティ、各種記念式典や大会、会議、新製品発表などの記者会見、展示会等を対象に「ユニークベニューH I M E J Iプラン」を実施しており、その活用を推進していく。ナイトイベントについても、活用方針に基づき夜間ならではの魅力発信を進めていく。

4. 周辺の地域資源等との連携

姫路城においては、特別史跡の内外を問わず、一体となって資源を掘り起こし、活用を図っていくが、周辺地域を含めた周遊性を向上させるためには、地域資源と姫路城とを結ぶ切り口やストーリーを創出するなど、地域住民らと協働する仕組みづくりを進める必要がある。本市では平成16年度（2004）から「地域夢プラン」と題して地域住民が一体となって地域資源の掘り起こしを既に行っており、地域の魅力を発信する取り組みを地域住民らと連携して実施している。今後は文化財保存活用地域計画を策定し、引き続き本市の地域資源を活かす方策を検討し、進めていく。

その他、兵庫県下には、多くの城跡があるが、それぞれの城跡ごとに、その特徴として顕在化している部分が異なっている。例えば、姫路城は天守、篠山城跡は御殿、赤穂城跡には庭園、龍野城跡は城下町など、一つの城跡に全てが残存している例はないことから、これらがエリアとして連携することで、城郭に対する知識の習得や面的な観光施策など、様々な展開が可能である。同様に全国には多くの城跡があり、国宝5城や現存12天守、日本100名城等の様々なつながりを活かした、関係自治体や地域団体などとのさらなる連携も検討していく。

5. モニタリング等の実施

本市においては、これまでも様々な教育・学習機会、企画・イベント等を実施してきたが、その結果や効果、ニーズ等について、事後のアンケート調査や聞き取りなどを十分に実施できていたわけではない。姫路城の活用にあたっては、今後は行政だけでなく、市民や民間による様々な活用も想定されることから、姫路城のある歴史文化的空間の魅力が高まる活用を進めるため、モニタリングの実施・分析・対処を継続して行っていく。併せて、活用の専門家の協力を仰ぐなど、行政・市民・民間・専門家が連携しながら、姫路城の魅力と価値の向上を図っていく。



第3節 国指定建造物の公開

第1項 計画条件の整理

1. 国指定建造物活用の基本的考え方

国指定建造物の活用とは、外観および内部を一般に公開し、城郭建築としての価値の理解や魅力の体験を推進することを基本とする。外観については、一部立ち入り禁止区域や危険箇所からの見学を除き広く公開するが、内部の公開については、国指定建造物の構造や見学動線の安全性といった特性に応じ、公開する建造物や公開範囲を特定した上で、積極的な公開を行う。

公開にあたっては、関係資料等も活用し、国指定建造物の本質的価値や往時の姿の理解促進、城郭としての生業を醸し出す歴史文化的空間の演出のほか、文化財の保存継承の意義などを広く伝えるものとし、公開以外の臨時的な活用を行うにあたっては、これらの趣旨に留意する。

また、前節までを踏まえ、内曲輪における展示解説については、その効果を高めるため、様々な手法を活用する。なお、現在の展示解説は、全体的に平成26年度（2014）に整備したものであり、定期的に展示内容の更新の検討等を行うものとするが、次回更新時には、全体的な展示解説の整合性を図ると共に、併せて特別史跡全体の展示解説についても検討を行う。

（1）法令等

第3章第6節「法令等による保護の状況」に掲げる法令に準拠するほか、特に公開以外の活用を実施する場合は、活用の内容に即した関係法令に準拠する。

（2）展示解説の基本方針

国指定建造物の展示解説においては、現状を踏まえ、その基本方針を明示する。なお、国指定建造物の内部に留まらず、本丸等区域や三の丸区域においても、曲輪や石垣といった諸要素や失われた遺構について、同様の方針で展示解説等を行う。

①展示解説の内容

国指定建造物の公開にかかる展示解説の内容として、「姫路城の本質的価値」の理解促進を主たるテーマとし、国指定建造物、曲輪や石垣といった実物を題材とした構造や防御の仕組みなどのほか、「姫路城の保存継承」についての展示解説を行う。また、特別史跡内には、姫路城の総合的な学習施設がないため、「姫路城の歴史」、「姫路城の往時の姿」、「姫路城ゆかりの人物」などについての展示解説も行う。

②展示解説の手法

「姫路城の本質的価値」の理解促進につながる解説パネルや模型のほか、国指定建造物内や城郭研究室に保管されている瓦などの保存古材といった収蔵品も活用し、展示解説を行う。また、AR、VRなど最新技術の導入や、国指定建造物の構造美が映え、往時の雰囲気演出する照明の設置など、内部空間が醸し出す歴史文化的空間の魅力を高める有効な手段として相乗的に活用するなど、姫路城の本質的価値を「知り」、「学び」、その魅力を「発見する」ために効果的と思われる様々な展示手法を導入し、適宜、最新の研究成果などを反映し、更新を図る。

また、誰にでも理解しやすい表現に努めながら、多様な見学ニーズに応じた情報提供についても留意し、インバウンド対応として、日本の歴史や文化を正しく理解できる快適な見学環境も整える。

(3) 各建造物群における展示解説の方針

内部公開可能な国指定建造物は、その配置から、天守丸に聳える「天守群」、西の丸西方外縁を占める櫓群で構成される「西の丸櫓群」、上山里曲輪に位置する「リの一渡櫓群」の3つに区分される。

これら区分に基づき、各建造物群の特徴や歴史性を踏まえてテーマを設定し、全体で連携した展示解説を行っているが、現状を踏まえて、その方針を明示する。

①天守群

ア 展示解説の方針

姫路城の象徴として、国指定建造物の特徴を集約していると言える天守群においては、「姫路城の本質的価値」や「姫路城の保存継承」を中心に、実物を活用しつつ、建造物そのものの魅力を最大限引き出す展示解説を行う。なお、イの渡櫓1階には姫路城の歴史等の概説、乾小天守1階には姫路城の総構えの模型が設置されているが、将来的には、設置場所の妥当性も含めて建造物群全体における解説展示のテーマとの整合性を図りつつ、解説内容の更新や追加などを検討する。

イ 具体的な展示内容

1) 建造物の魅力体感

大天守及び各小天守においては、城郭建築としての魅力を最大限引き出しつつ、その歴史的意義などの理解促進を図るため、内部の往時の雰囲気再現を図るなど、その歴史文化的空間を体感できる展示解説とする。建築物と調和した解説パネルやAR技術などを活用した建物構造の解説、火縄銃や槍など、防御の仕組みの理解につながる展示品等の効果的な配置や、内部構造を際立たせる充電式のLED照明等による光と陰の演出など、日本を代表する城郭建築としての雰囲気を醸し出す展示解説に努める。特に大天守内においては、他の場所で代替展示できるような関連資料等の展示は最小限にとどめ、実物の内部構造の見学を推進するような解説展示を主とする。また、大天守1階、2階の武具庫は、「(1) 展示解説の基本方針」に沿った展示解説を行う特別展示室として、時限的に公開する。

2) 保存継承の啓発

大天守の1階から連なるイの渡櫓から乾小天守の1階にかけては、一定のスペースを確保できることから、「姫路城の保存継承」を中心とした展示解説を行う。「昭和の大修理」や、大天守の「平成の保存修理」などによる貴重な資料や古材を展示し、姫路城の保存修理についての理解促進を図る。

②西の丸櫓群

ア 展示解説の方針

西の丸櫓群においては、「姫路城の歴史」を中心に、「姫路城ゆかりの人物」や「往時の姿」など、往時の暮らしぶりなども窺い知ることができる展示解説を行い、天守群に偏りがちな入城者の分散と、城内での滞在時間の延長を目指す。また、「姫路城の歴史」や「往時の姿」を語る上で必要な「姫路城の本質的価値」や「姫路城の保存継承」も補足的に展示解説を行う。

ただし、西の丸櫓群については、現在、耐震診断を実施中であり、その結果により、耐震補強などの本格的な保存修理が必要となる可能性がある。耐震補強等の実施にあたっては、西の丸櫓群の公開方法についても検討を行う。



イ 具体的な展示内容

1) 建築的特徴の活用

西の丸櫓群は、天守群等とつくりは類似するが、西の丸に建つが故の建築的特徴も見られるため、見落とされがちな西の丸櫓群などの展示解説を行う。また、「百間廊下」、「長局」と呼ばれるように、長大かつ多数の部屋に区画された建造物としての特徴を活かし、区画ごとにテーマを設定するなど展示手法等を工夫し、特別展示などを実施する区画も設けるなど、一連かつ柔軟な展示解説を行う。

2) 人物に着目した姫路城の歴史

「姫路城の歴史」として、歴代城主ごとの展示解説を行う。

3) 忠刻と千姫

西の丸は、徳川家康の孫娘である千姫が、大坂夏の陣の後、本多忠刻に輿入れした際に造営された。特に化粧櫓は、千姫に所縁の深いものとされていることから、化粧櫓を中心に、忠刻と千姫にまつわる展示解説を行う。

③リの一渡櫓群

ア 展示の基本方針

天守群や西の丸櫓群を巡った後の、最後の展示解説の場所と想定し、大天守を飾った歴代鯨瓦の解説展示を行うとともに、特別展の実施会場として位置付ける。

イ 具体的な展示内容

1) 大天守の歴代鯨瓦

「姫路城の保存継承」にかかる展示として、リの一渡櫓1階の開放部分において、天守群内で展示できない大天守の歴代鯨瓦の展示解説を行う。

2) 特別展

リの一渡櫓やチの櫓は、姫路城に関わる全ての物事を題材とした、話題性のある特別展の実施会場として、効果的な活用を図る。過去には、姫路城で唯一生まれた城主として姫路にゆかりの深い戦国大名である黒田官兵衛の特別展を実施し、いわゆる「中国大返し」を再現したジオラマを展示したほか、現在は、大名行列にまつわる展示解説を行っている。

(4) 文化財説明サイン等の方針

上記建造物群における展示解説以外の文化財説明サイン等においても、現状を踏まえてその方針を明示し、姫路城全体の公開の連携を図る。

①文化財説明サイン等の方針

国指定建造物や曲輪、石垣などのほか、歴史的価値の高いものや、城郭としてこれまで見過ごされてきた見所に着目し、解説、案内等を積極的に行う。

なお、国指定建造物自体を解説する文化財説明サインの新設、更新にあたっては、サインそのものも外部展示として、サインの大きさ、色彩、形状、材質のほか、姫路城が醸し出す歴史文化的空間と

調和した統一的デザインとし、解説の内容や表現、最新技術の導入等についても展示解説などと連携したものとする。

②具体的な整備内容

ア 説明サイン

展示解説以外の、主に文化財そのものを解説するサイン。「教育・学習機能の向上」の観点から、入城者が興味を持って、わかりやすく、正しく理解できるような内容表現に努める。

イ 案内サイン

城内の見どころ、地図、入城者の見学目的に応じた動線案内など、姫路城の魅力を体験する上で必要な情報提供を目的とするサイン。広い姫路城を初めて訪れる国内外からの観光客に対しても、必要最小限でわかりやすく見学できるよう、設置場所を十分に吟味し効率よく配置する。

ウ 誘導サイン

直接、文化財の解説等とは関係ないが、出入り口、切符売り場、便所、コインロッカーなど、主に見学に必要な動線や便益施設等を示すサイン・ピクトグラムを使用するなど、言葉を用いず遠くからでも表示内容を判別できるよう工夫する。

第2項 管理運営計画

1. 管理運営体制

内曲輪のうち、国指定建造物が所在する本丸、二の丸、西の丸は有料見学区域として、三の丸は市民や観光客が憩う広場やイベントスペースとして利用している。内曲輪の管理は、第7章第5節「管理・防災計画」のとおり、主に姫路城管理事務所が所管する。

姫路城の管理運営のうち、管理事務、防災・警備については姫路城管理事務所が直営で行い、運営業務については民間事業者へ委託している。委託業務として、運営事務所の管理、人員配置、安全対策、展示物等の維持・管理・運営、入城料等の徴収事務、姫路城に関する情報発信などを行っている。

2. 開城時間・休城日

通常期（9月1日～5月31日）：入城時間9時～17時（16時最終入城）

夏期（6月1日～8月31日）：入城時間9時～18時（17時最終入城）

休城日：12月29日～31日

※ 姫路城管理条例による

3. 縦覧料等

姫路城縦覧料等徴収条例（昭和39年姫路市条例第37号）に基づき、縦覧料等を徴収する。

表：姫路城縦覧料一覧

	通常	団体（30人以上）	姫路城・好古園（共通券）
大人（18才以上）	1,000円	800円	1,050円
小人（小学生・中学生・高校生）	300円	240円	360円



なお、縦覧料については、維持管理運営費、保存整備費の増大や、社会情勢の変化を鑑みて収支の再算定を行い、必要に応じて縦覧料の改定等を行う。改定等にあたっては、姫路城の維持管理運営費等に要する経費を概ね一定期間分換算するなど、次のような事項などを含めて検討する。

① 次の収支バランス

- ・ 今後、概ね10年間の、特別史跡の維持管理運営費
- ・ 今後、概ね10年間の、保存継承につながる保存修理、整備に必要な費用

② 来城者へ普及啓発、おもてなし対応に必要な経費

③ 児童生徒の学習活動等への考慮

4. 公開方法

(1) 通常公開

本丸では天守群、西の丸ではレの渡櫓から化粧櫓にかけて建造物内部の公開を行う。

(2) 特別公開

通常、内部を公開している建造物であっても、保存管理や見学動線上、非公開としている部分もあるが、期間を限定し、非公開部分そのものの特別公開や、非公開部分を姫路城の価値の理解や魅力向上に資する展示室として活用した特別公開の実施に努める。

また、建造物の構造や保存管理上、安全な見学動線の確保や維持が困難として内部非公開としている国指定建造物については、期間や人数を限定した特別公開の実施に努める。令和中期保存修理計画に基づく工事の完了や世界遺産登録等の記念事業などを契機に、見学者の安全性を確保する体制が整えられる場合は、保存修理の意義を伝えるためにも、積極的に特別公開を検討する。

5. 夜間のライトアップ

姫路城の夜間見学の一環として、国指定建造物等のライトアップを行っている。既存ライトアップ照明については、令和5年度(2023)までにLED照明へと交換し、色彩等の一元管理が可能となった。現在は漆喰壁の映える白色を基本とし、20時と21時の15分間は季節に合わせたカラー点灯を実施し、深夜には消灯している。また、「ピンクリボン運動」等の公共性・公益性の高い啓発活動において、大天守をシンボルとする場合に、テーマ色に合わせたカラー点灯を行っているが、その場合は20時と21時に本来の色調である白色点灯を行っている。カラー点灯にあたっては、世界遺産であることを踏まえ、公共性・公益性に加え、世界的な規模でのメッセージ性の高い場合に限る活用を原則とする。

